

天正十年代初頭の羽柴秀吉の東国政策をめぐって

——秀吉・家康の『惣無事』を中心に——

尾 下 成 敏

【要約】 本稿の目的は、天正十年（一五八二）六月から同十二年七月までの間の羽柴秀吉と徳川家康の關係に留意する形で、秀吉の東国政策の内容や、それを規定した背景を明らかにしようとするところにある。

検討の結果、①天正十年六月の本能寺の変後、北条氏の動向に対処すべく、秀吉と家康が提携し、対家康戦開始前の秀吉が徳川攻めを目論んではいなかったこと。②天正十年冬以降の秀吉が、家康の取り組む『惣無事』、すなわち織田信長在世時の停戦状態への回帰を掲げて北条方と反北条方の停戦を実現せんとする無事に関与し、北条氏の版図拡大の動きを封じようとしたこと。③秀吉の『惣無事』関与後も北条方と反北条方の抗争が続き、結果、関東で新たな戦争が起こる可能性が浮上したこと。④こうした事情や織田信雄の勧誘を背景として、家康が対秀吉戦に踏み切ることなどを明らかにした。

史林 九二巻五号 二〇〇九年九月

はじめに

本稿は、天正十年（一五八二）六月から同十二年七月までの時期、すなわち本能寺の変直後から、北条氏と佐竹氏・宇都宮氏らが暫定的に停戦するまで間の^①、羽柴・徳川両氏の關係に言及したものである。

藤木久志による、いわゆる関東奥両国惣無事の発見以降、羽柴秀吉の東国政策に関する研究は年々増加している。しか

し、その多くは小牧・長久手の合戦（註一以下、小牧合戦と略称する）終結後を中心としたものであり、それより前の政策を主に取り扱う研究となると、皆無に等しいのが現状である。加えて合戦終結前の東国政策の推移は、今に至るも正しく描かれていないと考える。このことは秀吉の東国進出過程、ひいては天下統一過程が正確に復元されていないことを意味しよう。

天正十二年七月以前の東国政策をみる際、秀吉と徳川家康の関係が重要になるが、これについては、鈴木良一が言及を加え、①小牧合戦前の秀吉に家康攻撃の意図がなかったこと、②家康が秀吉の勢力拡大に危機感を抱き、織田信雄を利用して秀吉攻撃に踏み切ったことを述べている。^④

ただ、鈴木の本張は、新書のなかでの指摘であるためか、具体的証明を伴ったものではない。また羽柴・徳川関係を規定した要因に関し言及がない点にも問題がある。

両氏の関係については、鈴木のほか、家高荒治郎や朝尾直弘も言及を加えている。

家高は、③天正十一年暮から翌十二年二月頃までの間に、信濃木曾福島に拠る木曾義昌が家康方から秀吉方へ寝返ったと指摘し、当時の秀吉が木曾氏を抱き込むことで、徳川氏を抑えようとしていたと主張している。^⑤

朝尾は概説書のなかで、④家康を攻撃し東国を平定することが、秀吉の東国政策の骨子とされていたこと、⑤それが征夷大將軍任官のための軍事行動であること、⑥小牧合戦を機とする秀吉の対徳川政策、ひいては天下平定構想の転換に伴い、この方針も転換したことを述べている。^⑥

しかし小牧合戦開始直後の木曾の動向をみる限り、家高説には従えない（後述）。また朝尾説だが、將軍任官構想について否定的な見解が示され、鈴木の如き見解もあることを踏まえるなら、④の指摘と⑤の指摘については疑問とせざるを得ない。

このように、小牧合戦に至るまでの秀吉と家康の関係については、相反する二つの考え方があつた。ゆえに、両者の関係

がどう展開したかを明らかにすることが課題として立ち現れていると言えよう。

さて、かかる課題に挑む際、注目すべきは高橋博の研究であろう。高橋は、⑦天正十年十月以降、織田信長生前の「惣無事」を取り戻すべく、家康が関東の領主どうしの停戦を促すことで「惣無事」実現を目指すこと、⑧当時、徳川氏に接近していた下野の皆川広照が、家康による「惣無事」の実現に期待していたこと、⑨天正十一年十月、秀吉が家康による関東の停戦推進を認め、協力を惜しまないと表明したことで、関東惣無事令に先行する政治的下地の構築が始まったこと、⑩対羽柴戦に突入した後も、徳川氏が関東の「惣無事」実現のため行動していたことを指摘している。

天正十一年十月段階の羽柴・徳川関係に検討を加えた点において、当時の秀吉の東国政策をいわゆる関東惣無事（註以下、関東惣無事と略称する）の先行政策と位置づける点において、また関東惣無事を発見した藤木が⑨や⑩の如き指摘を行っていない点において、高橋の指摘が留意すべきものであることは間違いない。そして高橋説は、関東惣無事出現の過程をみる際、小牧合戦前の政治過程の把握が重要であることを示唆している。しかし高橋は、関東の停戦推進が当初からの既定路線ではなかったことや、天正十一年十月以前に秀吉が関東の停戦推進に関与していたことを述べておらず（後述）、加えて、同年十一月から翌十二年三月までの羽柴・徳川関係についても何ら述べていない。言を加えると、こうした問題は今日に至っても解決されていない。

以上、羽柴・徳川関係の展開という視点から、秀吉の東国政策に関する研究史に言及を加え、政策の内容に関して不明確な点が存在することを述べた。このことは、東国政策を規定した背景が未だ解明されていないことも示唆しよう。とするなら、天正十二年七月以前の羽柴・徳川関係の展開に留意する形で、（１）秀吉の東国政策の内容、（２）秀吉の東国政策を規定した背景を明らかにせねばならない。以下、これらの課題に検討を加える。

① この事実に関しては、齋藤慎一『戦国時代の終焉』（中公新書 二一〇〇五年）八二頁―九三頁、市村高男『戦争の日本史10 東国の戦国』

合戦』（吉川弘文館 二〇〇九年）二七〇頁を参照。

② 藤木久志『関東・奥国惣無事』令について』（杉山博先生還暦記

念会編『戦国の兵士と農民』収録、角川書店 一九七八年。
 ③ 最近の研究としては、矢部健太郎「東国『惣無事』政策の展開と家康・景勝」〔『日本史研究』五〇九 二〇〇五年〕や註①齋藤前掲著書などがある。

④ 鈴木良一『豊臣秀吉』(岩波新書 一九五四年) 六七―六九頁。

⑤ 家高荒治郎「義昌」〔木曾福島町史第一巻 歴史編〕収録 木曾福島町 一九八二年、初出一九五四年) 一五〇頁。

⑥ 朝尾直弘『大系日本の歴史⑧ 天下一統』(小学館ライブラリー 一九九三年、初出一九八八年) 一九八・一九九・二三四頁。

⑦ 三鬼清一郎「戦国・近世初期の天皇・朝廷をめぐって」〔歴史評論〕四九二 一九九一年) 四九―五一頁、堀新「織田権力論の再検討」〔共立女子大学文学部紀要〕四四 一九九八年) 七一頁など。

⑧ 高橋博「天正十年代の東国情勢をめぐる一考察」〔弘前大学国史研究〕九三 一九九二年) 二六―三〇頁、本稿で引用する高橋の見解は、この論文で展開されている。

⑨ 藤木は、小牧合戦開始後の秀吉の東国政策に関しては説明するが

〔大名の平和と惣無事令〕四四頁、藤木「豊臣平和令と戦国社会」収録、東京大学出版会 一九八五年)、同合戦開始前の秀吉の政策について言及していない。

⑩ 小牧合戦前の秀吉と有力大名の関係を検討した跡部信は、当該期の秀吉は有力大名の軍事的制圧を第一の方針とはしていないと述べ、同合戦の結果、軍事的征服路線から伝統的国制活用路線へ転換したとする従来の見方に批判を加えた〔秀吉の人質策〕二二七―二二九頁、藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構遣 戦場論 上』収録 岩田書院 二〇〇六年、初出二〇〇五年)。秀吉の東国政策を検討する際、注目すべき見解と言えよう。

しかし跡部説は、小牧合戦前の上杉氏や毛利氏との関係を検討することで、得られた結論であり、同合戦前の徳川氏との関係を検討することから導き出されたものではない。また上記の如き戦略を定めた要因が明らかにされていない。それゆえ、本稿では、こうした点も念頭に置いて検討課題を設定している。

第一章 天正十年六月から同十一年十月までの東国情勢

行論の前提として、天正十年（一五八二）六月から翌十一年十月まで、すなわち北条氏が織田方の軍勢と衝突する段階から、秀吉が家康の取り組む「惣無事」に関与する（後述）までの段階の東国情勢をpushさえておきたい。^①

(一) 徳川・北条両氏の提携

天正十年六月二日の本能寺の変により、信長・信忠父子が横死すると、相模小田原を本拠とする北条氏政・氏直父子は、

織田勢力圏に組み込まれていた上野・信濃・甲斐三方国への侵攻を開始し、版図の拡大を目論んだ。

六月中旬、上野へ侵攻した北条勢は、同国厩橋城に居た織田家重臣滝川一益を撃破し、織田方の軍勢を上野国内から一掃した。ついで隣国信濃に軍勢を進めて同国の国衆真田昌幸らを従え、甲斐へ向けて兵を進めようとしていた。北条方の黒澤繁信が七月十八日付で出した書状の写には「然者大手者十二日海野へ被進御陣候、くに衆真田・高坂・潮田其外信州衆十三頭者、十三日出仕候間、信州一返二被明御使候条、五三日之内甲州江可為御者馬候」と記されている。^②

一方、遠江浜松を本拠とする徳川氏も甲斐・信濃の確保を目指し、両国へ軍勢を派遣した。七月上旬、家康自身が浜松城を発ち、八月十日、甲斐新府城へ本陣を進め、同国内へ侵攻した氏直の軍勢と対峙している。そして九月、家康は北条方の真田を寝返らせ、北条勢の背後を脅かすことに成功した。

しかし徳川・北条両氏の武力抗争は、その後間もなく終焉を迎える。十月二十九日、家康と北条父子の停戦が実現し、北条勢が甲斐国内からの撤兵を開始したのである。^③同時に徳川氏が北条氏に上野の沼田を、北条氏が徳川氏に甲斐の郡内・信濃の佐久郡を明け渡すことが定められ、氏直と家康の娘の縁談がまとまった。^④そして翌年八月、家康の二女（督）が北条家へ輿入れしている。

つぎに掲げるのは、下総の結城晴朝の配下水谷勝俊へ出された家康書状の写である。十月下旬の徳川・北条両軍の停戦に際して出された文書である。

史料^⑤
1

急度令啓候、抑今度^{〔各カ〕}申合候処、^{〔北条〕}上方申事在之付而、^{〔北島信雄・織田信孝〕}二介雄自御兄弟、当表对阵之儀令無事、諸事御異見等之儀我等被頼入候旨、

度々御理之条、任其儀氏直と和与之事ニ、其方如存知、我等年来信長預り御恩儀不浅候間、無異儀候、^{〔各カ〕}々落着ニモ付而、^{〔令カ〕}信長如御在

世之時之節惣無事尤候由、氏直江申理候間、晴朝へ御諫言第一候、委細幡籠齋可為口上候、恐々謹言、

十月廿八日
^{〔徳川家康〕}御名御判

水谷伊勢守殿（勝俊）

傍線部アは停戦までの過程を示している。信長の子息北畠信雄・織田信孝兄弟が家康に、北条氏と和睦し「上方申事」について「異見」を行うよう度々依頼していたと記すが、これを素直に読むなら、停戦前の家康は、信雄・信孝兄弟からの停戦勧告をすぐには受諾せず、対北条戦を続行していたことになる。

「上方申事」とは、徳川・北条両氏の甲斐・信濃争奪戦とほぼ同じ時期に行われていた、信雄・信孝や織田家重臣たちの権力闘争を指す。北条勢撤退の十数日前、すなわち十月の中旬、この抗争は激しさを増し、秀吉と信雄・信孝兄弟の關係は既に悪化していた。^⑩ 徳川領国西方の政治情勢は不安定となり、家康が織田方の軍事的支援を受けるのは、難しい状況だったと推測されよう。

家康が信雄・信孝兄弟の要請を最終的に受け容れ、北条父子との停戦に踏み切った理由の一つは、こうした点に求められるのではなからうか。

（二）徳川氏の「惣無事」推進

北条氏との抗争の際、家康は北関東の領主たちと提携した。例えば皆川広照や結城氏の配下水谷政村は、家康の軍勢に加わり北条勢と戦った。そのことは、家康の家臣井伊直政が十月二十八日付で作成し、北条氏へ提出した覚書のなかで「みなかわ方・水之や（皆川広照）・水谷（水谷政村）二人御通候て可給候事」と記した点、^⑪ すなわち皆川・水谷両人の北条領国内通行を認めるよう要求した点や、両人の参陣を伝える記述が存在する点から、明らかであろう。

また井伊の覚書に「さたけ・ゆふき（結城朝朝）・ひきやく（飛脚）御通可被成之事」と記されていること、^⑫ つまりは北条氏に対し、常陸の佐竹氏や結城氏へ飛脚を派遣するので、その通行を許可するよう求めた事実や、佐竹義重が十月上旬頃に上野へ出兵し、北条方の長尾頭長を攻撃した事実を踏まえると、齋藤慎一が指摘するように、佐竹・結城の両人も家康と提携していたと

考えられる。^⑩

このほか、家康は下野の宇都宮國綱に対し、北条氏と和解することのないよう呼びかけていた。九月十三日付で宇都宮へ出された家康書状の写には「彼佞人之氏政種々為計策、和与之段申喫儀可有之候哉、一切不可有御許容候」と記されている。^⑪なお、この文面に注目するなら、天正十年九月頃、北条氏と宇都宮氏は対立関係にあったとみられる。

前掲史料1の傍線部イをみる。ここからは、家康が氏直に対し、信長在世時の如き「惣無事」を求めた事実や、そのことで結城へ諫言するよう水谷勝俊に依頼した事実が判明する。「惣無事」実現を唱え、北条方と反北条方の停戦に着手したことは明白であろう。言うまでもないことだが、家康がこうした行動に出るのは、それまで佐竹氏・結城氏・皆川氏らと提携し、北条氏に対抗したからではなからうか。

ここで信長在世時の「惣無事」について述べておく。小林清治は、天正十年四月・五月段階で、徳川氏・北条氏、さらには広く関東にわたって和与停戦の状態が出現したと主張している。^⑫確かにこの時期、北条氏とその周辺の領主たちが戦鬪を交えた形跡は確認できない。また同年五月、小山孝山（秀綱）のもと本拠にして北条氏に奪われた下野祇園城が、北条方から滝川に引き渡され、やがては小山へ返還されることになっていた。^⑬北条氏と反北条方の小山氏の支配領域を確定させようとする動きが出現したのである。

このように、信長が重臣滝川を東国の取次とし彼に関東八箇国の警固を委ねた事実^⑭、滝川が祇園城引き渡しに関与した事実から推すなら、北条方と反北条方の停戦を促し、彼らの支配領域確定を推進したのは、織田政権と判断してよいのではなからうか。^⑮また家康の言う「信長如御在世之時之節惣無事」とは、かかる状況を指した表現ではなからうか。^⑯それゆえ、家康が北条方と反北条方の停戦に着手したことは、高橋博が指摘する如く、信長生前の「惣無事」の実現を目指したものと理解できよう。以後、本稿では、信長在世時の停戦状態への回帰を掲げ、北条方と反北条方の停戦実現を目指す無事を「惣無事」と呼ぶことにする。

徳川・北条両氏が和睦した後の『惣無事』への動きをみよう。

天正十一年十月、皆川や水谷政村らが北条父子との停戦交渉に乗り出しているとの情報が流れた。なかでも皆川・北条両氏の交渉は成立間近な状況にあったと伝えられている。^④翌十二年三月、皆川が家康の家臣本多正信に書状を出し、家康による「関東惣無事」実現を願った点、^⑤言い換えると、停戦推進の動きに応じる姿勢をみせ、その実現に期待した点を踏まえるなら、皆川と北条父子の停戦交渉は事実ではなかるうか。

だが、停戦を拒み、北条方との抗争を継続した領主もいた。天正十一年十月、結城は陸奥の白川義親に一通の書状を出した。そこには「抑氏直向^{（北参）}厩橋出張、彼地治手裏、至今普請専候、此上佐野・当口へ可為調儀候、義重^{（佐野）}・国綱^{（宇都宮）}令相談、今般一途可及取刷之条、可御心安候」と記されている。^⑥北条氏が下野佐野（佐野宗綱の本拠）と下総結城（結城の本拠）の攻略を目指すかもしれないことや、そのための対処策について佐竹と宇都宮が相談したことを報じている。かかる内容から、結城・佐竹・宇都宮三氏は、北条氏と未だ對抗関係にあったと考えられる。

また天正十年十月の和睦の際に取り決められた上野沼田の引き渡しは、同地を支配する真田がこれを拒否したことで実現が難しくなり、氏直の叔父北条氏邦は沼田城を攻略目標に据え、北条領国の拡大を目指した。言を加えると、北条・真田両氏が対立した際、徳川氏が真田氏を支援した形跡はない。ゆえに、徳川・真田関係は微妙な状況だったとみてよいだろう。しかし一方で、沼田引き渡しが実現しないことを、北条氏が徳川氏の約定違反と認識し、後年、秀吉にそのことを訴えた事実を考慮すると、^⑦徳川・北条関係も微妙な状況だった可能性が高い。

以上、東国情勢について述べた。取りあえずここでは、徳川氏と北条氏が和睦した事実、そして家康が「信長如御在世之時之節惣無事」を唱え、北条方と反北条方の停戦を図ったものの、戦争が止む気配はなく、その実現が困難であった事実を押さえておこう。

① 本稿に登場する人物に関する説明は、断らない限り、高木昭作監

修・谷口克広著『織田信長家臣人名辞典』（吉川弘文館 一九九五

- 年)や、『戦国人名辞典』(吉川弘文館 二〇〇六年)に依拠している。
- ② (天正十年) 七月十八日黒澤繁信書状写(『甲斐国志付録』『戦国遺文 後北条氏編』文書番号二二七七)。以降、『戦国遺文 後北条氏編』は『戦国』と略称する。
- ③ 『三河物語』下(日本思想大系26)。
- ④ 『家忠日記』(続増補史料大成) 天正十年七月三日条。
- ⑤ 『家忠日記』(続増補史料大成) 天正十年八月十日条。
- ⑥ 『家忠日記』(続増補史料大成) 天正十年十月二十九日条。
- ⑦ 註③前掲『三河物語』下、『乙骨太郎左衛門寛書』(『大日本史料』第十一編之一、八五〇頁)。以降、『大日本史料』は『大日』と略称する。
- ⑧ (天正十年) 十月二十八日徳川家康書状写(『古文書(記録御用所本)』『愛知県史資料編12 織豊2』資料番号二六五)。以降、『愛知県史資料編12 織豊2』は『愛知』と略称する。
- ⑨ 拙稿『清須会議後の政治過程』(『愛知県史研究』一〇二二〇〇六年以下、拙稿Aと称す)二六・二七頁。
- ⑩ (天正十年) 十月二十八日井伊直政自筆寛書(『木俣文書』『大日』第十一編之一、八四九頁)。
- ⑪ 『寛永諸家系図伝』八三・『寛政重修諸家譜』八六九(いずれも『大日』第十一編之一、九〇三頁に収録)。
- ⑫ 註⑩前掲(天正十年) 十月二十八日井伊直政自筆寛書。
(長尾頼長)
- ⑬ (天正十年) 十月十一日北条氏政書状には「佐竹出張、向館林助候」と記されている(『金室道保氏所蔵文書』『戦国』文書番号二四三〇)。
- ⑭ はじめに註①齋藤前掲著書三九・四〇頁、本稿で引用する齋藤の見解は、すべてこの著書で展開されている。言を加えると、齋藤の研究は高橋説を踏まえたものではない。

- ⑮ (天正十年) 九月十三日徳川家康書状写(『宇都宮氏家蔵文書』『大日』第十一編之一、五四八頁以下)。
- ⑯ 小林清治「織田・豊臣権力への対応」(小林「奥羽仕置と豊臣政権」収録 吉川弘文館 二〇〇三年)三六・三七頁。
- ⑰ (天正十年) 五月廿六日小山孝山書状写には「乃祇園去十八(北條)澗川所江自南方被相渡候、委許江滝左可被相渡分二候」と記されている(『立石知滴氏所蔵文書』『戦国』文書番号三三四三)。この事実は、はじめに註①齋藤前掲著書二五頁でも紹介されている。
- ⑱ 『信長公記』巻十五(角川文庫ソフィア)。
- ⑲ はじめに註①市村前掲著書二五八頁では、こうした指摘がみられる。なお、小林は、広域的な和与停戦状態の出現理由を織田政権の指令の結果と捉えることに否定的だが(註⑩小林前掲論文三六・三七頁)、祇園城の返還という点から推して、そうした見方は検討を要する。
- ⑳ 竹井英文は、信長と東国諸領主の「御入魂」の關係が「惣無事」と呼ばれたと指摘している(『「房相一和」と戦国期東国社会』二七五頁、佐藤博信編『中世東国の政治構造』収録、岩田書院 二〇〇七年)。
- ㉑ しかし「無事」が平和・静穏を意味することや(土井忠生ほか編訳『邦訳日葡辞書』)、史料上の家康書状写にみられる「惣無事」が、北条方と反北条方の停戦を前提としていることを踏まえるなら、竹井の理解には従えない。
- ㉒ (天正十一年) 十月十一日酒井政辰書状写には「両(皆川忠孝・広恵)皆川・壬生・下妻・下館各御託言申、両皆川者過半落居由候」と記されている(『紀伊国藩中古文書』『藤岡町史資料編 古代・中世』資料番号二一九)。以降、『藤岡町史資料編 古代・中世』は『藤岡』と略称する。
- ㉓ (天正十二年) 三月十二日皆川広照書状には「然者関東惣無事于今未落居二候、被引詰様二頼存候」と記されている(『三浦文書』『大

日〕第十一編之五、八三一頁。

② (天正十一年)十月十四日結城晴朝書状写〔新編会津風土記〕「藤岡」資料番号一四〇。

③ 未(天正十一年)四月十日北条氏邦朱印状には「倉内本意者可為」

近日候」と記されている(須田文書)「戦国」文書番号二五二一。

④ 天正十七年十一月二十四日羽柴秀吉朱印状には「上野沼田儀者北条不及自力、却而家康相違之様ニ申成」と記されている(真田宝物館所蔵文書)上田市立博物館編「秀吉と真田」一三頁。

第二章 天正十一年十月までの秀吉の東国政策

ここでは、天正十一年(一五八三)十月、秀吉が家康に『惣無事』実現を督促するまでの時期を対象に、秀吉の東国政策を検討する。かかる課題に取り組むことは、彼の対東国戦略、すなわち後述の『惣無事』関与などを検討することであるが、その際、後世に作成された二次史料をもとに論じることが妥当な方法ではない。やはり一次史料から迫るのが筋であらう。

(一) 対北条戦への関与

天正十年六月十三日の山崎の合戦で惟任(明智)光秀を破った直後、秀吉は澁川一益に書状を出している。

史料①

今度京都^(徳川)不慮之儀、絶言語、不及是非題目無申計候、就其御手前御氣遣候様ニ承及候、貴所次第^(徳川)従家康人数をも被出、伝取出段々ニ

被申付、可有馳走旨、家康へ堅令相談候間、可御心易候、

一中国表儀、敵城数ヶ所責崩申二付而、毛利及迷惑、取巻候城十町・十五町之間罷出候条、天之与儀候間、根切可申付と希処、合戦ニ

ハ不相構、御国五ツ致進上、被成御赦免候様ニと種々御佯言雖申候、是非共可討果と存刻、上様不慮之儀申来候間、無是非令和与

境目□々請取、無異儀申付置候事、

(中略)

委細之儀者此仁申含候間、不能巨細候、恐々謹言、

六月廿六日

秀吉(羽卷)
花押

滝川(一益)
左殿

御宿所

注目すべきは傍線部であろう。滝川の意向次第で軍勢を出すよう、秀吉が家康に相談を持ち掛けたとの記載である。既に述べた如く、六月に滝川が北条勢と合戦に及んだこと、あるいは徳川勢が甲斐・信濃へ進軍し、北条方の軍勢と交戦したことを踏まえるなら、傍線部は事実とみてよい。そして滝川と家康が対抗する相手とは、北条氏政・氏直父子とみて誤りはなからう。

書状が出された六月二十六日、秀吉は織田家を支える重臣の一人であり、同月下旬には信長の嫡孫三法師(後の織田秀信)を柴田勝家・惟住(丹羽)長秀・池田恒興らとともに擁立している。ゆえに彼にとり、関東の織田勢を攻撃する北条父子は許容し難い存在だったとみられ、彼らの版図拡大を押さえるためには、北条氏と境を接する徳川氏の軍事力を活用するのが妥当な方策だったと考えられる。信長の横死後、秀吉は北条氏の動向を意識し家康に提携を求めていた。家康もこれを受諾したようである。^②

史料^③

御懇之尊札致拜見候、今度信長御不慮之儀、如仰無是非次第御座候、(織田)中略拙者事、城州山崎二居城普請申付、畿内静謐之儀候之条、可御心安候、来年者至東国相働、不相屈仁可申付候間、為其刻遂面上、可得御意候、恐惶謹言、

九月廿日

秀吉(羽卷)
花押

愛季公(下園)

貴報

秀吉が出羽の下国愛季へ宛てた書状であり、天正十年に出された文書とされている。注目すべきは傍線部である。「不相届仁」とは、当時の状況からみて、北条父子を指すとみられよう。とすれば、天正十年九月段階の秀吉は、自身が東国へ出陣し北条氏と対決すると表明したことになろう。

この書状が出された頃、徳川・北条両氏が甲斐・信濃の争奪戦を繰り広げていたこと、そして史料3の傍線部を踏まえらるなら、九月に至ってもなお、秀吉は北条氏を敵視していたのではなからうか。

言を加えると、北条勢と戦う徳川勢を支援すべく、八月頃には織田信孝らが東国への軍勢派遣を企て、九月には北畠信雄が三河刈谷の水野忠重を家康のもとへ派遣し、^④また十月上旬には柴田が北条父子との対決こそが信長遺臣たちのなすべきことと主張している。^⑤北条氏への敵対意識は秀吉一人のものではなく、また東国への織田勢派遣も実行に移されていた。では、織田方が対北条戦の遂行のみを目指したかと言えば、そのようには断じられない。何故なら、既に述べたように、信雄・信孝兄弟は家康に北条氏との和睦を勧めていたからである。それゆえ、信長の遺臣たちは和戦両様の構えで北条父子に対処していたと推測されよう。

(二) 対北条戦の中止

十月二十九日、徳川・北条両氏の和睦が調い、北条勢が甲斐撤兵を開始するが、その二日後の十一月一日付で秀吉は家康の重臣石川数正へ一通の書状を出している。

史料^④

尚以、遠路御飛脚畏入存候、(織田信長)上様御かたき討、国々堅申付、成安堵之思候之处、一年も不相立、か様之申事・悪心之輩出来候て、遠国へ之外聞如何と存、迷惑申候、已上、

去廿日御状、昨日晦日酉刻令拜見候、

ア

(織田信雄)

(國次)

(勝安)

一其御陳無御心元存、先勢既二三介殿被申付候之条、追々人数可相立と存候処、成瀬藤八ニ先度如申含候、誓紙之管被相違、柴田以所
(織田信孝)
行、三七殿被企御謀叛候条、此上者惟五郎左衛門尉・池田勝三郎・我等申談、三介殿を御代ニ相立、馳走可申ニ大方相究候、爰元弥
(恒興)

手堅申付、家康可得御意と存候刻、被仰越候、満足仕候事、
(徳川)

(中略)

イ

一其表早御勝手ニ罷成候儀、我等一人満足中々不得申候、但諸事御分別候て、家康御馬を浜松へ於被納者、目出度可存候、其上請御意、
諸事御為能様ニ馳走可申事、

一我等儀者、爰を以致分別、家康御誓紙申請候上者、何様ニも御異見次第可仕候間、可有其御心得候事、

一其方従前々別而無御等閑申承候間、拙者事ハ家康御前之儀何様ニも任置申候間、御油断有間敷候、其表御手前ニ候処、御懇之御状日
来被懸御目候驗と存候、尚自是可得御意候条、此由御物語被仰上候て可給候、以飛脚申上候、定而可致參着候間、不能巨細候、恐々

謹言

十一月一日

(羽柴) 秀吉 (花押)

石川伯耆守殿
(敦正)

御返報

まず傍線部に注目する。宛所が家康の家臣であること、徳川・北条両軍が十月下旬まで甲斐国内で戦っていたことを踏まえるなら、「其御陳」とは同国内の徳川陣営を指すとみられる。とすれば、傍線部アは、信雄や秀吉が家康のもとへ軍勢を派遣しようとしていたことを示す表現となろう。実際、信雄は水野を家康の陣営へ派遣している。

つぎに傍線部イをみる。「家康御馬を浜松へ於被納者」は家康が甲斐国内から浜松城へ帰陣することを意味すると考えられる。そして家康が帰陣すれば「目出度可存候」と述べているので、この書状が出された十一月上旬の時点で、秀吉は北条氏攻撃には固執せず、家康と北条父子の停戦を勧めたと考えられよう。なお、徳川・北条両氏の停戦時期と史料4の

日付に留意するなら、秀吉は両氏の和睦を知らぬまま、史料4を出したのである。

では、秀吉はなぜ停戦を勧めたのであろうか。史料4を素直に読むなら、本来は軍勢を増強し北条氏を攻撃する手筈だったのを、傍線部イの「其表早御勝手ニ罷成候儀、我等一人満足中々不得申候」という理由から停戦に至ったことになる。言い換えるなら、家康の動きに対し秀吉が何らかの不満を抱いていたから、停戦へ傾いたということになるか。ただ、それが如何なる不満なのかは不明とせざるを得ない^⑦。

また秀吉と信孝・柴田の対立が激化したことで家康への軍事的支援が困難となったこと、すなわち関東出兵が困難となっていたことも、対北条戦を中止させた理由の一つではなからうか。言を加えると、十一月一日段階の秀吉は、惟住や池田とともに信雄を織田家当主に擁立し、信孝・柴田との対決姿勢を強めている^⑧。

(三) 対北条戦終結後の秀吉と東国諸領主

天正十一年二月上旬、越後春日山を本拠とする上杉景勝と織田信雄・秀吉との間に提携関係が成立した^⑨。上杉氏との関係は、秀吉と東国諸領主との関係に影響を及ぼすことになる。以下、本筋から多少それるが、この点について述べておきたい。

史料5^⑩

覚

(中略)
ア北条(上杉)

一氏政・景勝御間柄之儀、对小田原御存分在之者、於当方書状取替も在之間敷事、

(中略)

イ
一先越中へ被出御人数、急可有御手遣事、

(織田信雄)
三介殿へ景勝様御状、御文牒・上書などの儀、様子御兩人へ申渡候事、右何茂巨細之段御両使へ申渡者也、以上
二月七日

増田仁右衛門
(長盛)

木村弥一右衛門
(清久)

石田左吉
(三盛)

西雲寺

史料5は、秀吉の家臣増田長盛・木村清久・石田三成が上杉氏の使僧西雲寺へ宛てた覚書の写である。いずれも天正十一年に出されたものである。

順序は逆になるが、傍線部イ、すなわち上杉勢の越中出兵を要求した箇所や、提携関係の成立が天正十一年二月であった点を踏まえると、こうした関係が結ばれたのは、越中の佐々成政や、彼と結ぶ越前の柴田を牽制することが目的とみられる。

傍線部アをみる。これは、上杉氏の意向次第によっては、北条氏との通交関係は持たないと申し入れた条項であり、景勝に配慮する形で外交を行うとした条項である。かかる秀吉の姿勢は、前年の十月から北条氏政・氏直父子と提携した家康とは異なるものであろう。北条氏との関係について、秀吉・家康間にはズレが存在したのである。ただ、北条父子攻撃を確約した条項ではない点にも留意しておきたい。

言を加えると、天正十年十一月、備後在国の將軍足利義昭は上杉一門の一人上条政繁に御内書を出し、「然者此節景勝(飛田)・勝家令与一統、帰洛馳走候様、急度加異見者可為神妙」と命じている。^⑩上杉・柴田両氏を和解させ、義昭の帰京に關して馳走するよう「異見」せよと命じたのである。このような動向は、当時、景勝が柴田と提携し、反信雄・秀吉方に属する可能性があったことを示すものではなからうか。とすれば、上杉氏を取り込んで柴田氏を牽制するためにも、多少の歩み寄りが必要であらう。そうした時、景勝の意志次第では北条父子と通交しないという申し入れは、効果的と考えら

れたのではなからうか。何故なら、上杉・北条両氏は当時対立していたからである。^⑫

上杉氏と提携した後の四月下旬、秀吉は柴田を滅ぼし越中の佐々を自派に取り込んだ。これにより、対北条外交で上杉氏に歩み寄る必要性は薄れることになった。とすれば、さきに述べた、対北条関係における羽柴・徳川両氏間のズレは、解消される可能性が出てきたことになる。

行論の都合上、秀吉と反北条方に属する関東諸領主との関係もみることにしよう。

天正十一年九月に秀吉が結城晴朝へ出した書状から、羽柴・結城両氏は兼ねてから通交関係にあったことが判明する。^⑬ また同年十月の出来事かどうかは定かではないが、小林清治の研究に拠れば、この年の冬、秀吉と佐竹義重が通交を開始している。^⑭ このように、天正十一年九月段階において、秀吉は反北条方の領主とも外交関係を築いていた。なお、同年十月以前、秀吉が彼らと対立した事実は見出せない。^⑮ 家康に『惣無事』実現を督促した段階では、これらの領主に対し敵対策を採っていないのではなからうか。

最後に、対北条戦終結後における秀吉と家康の関係もみることにしよう。

前掲史料4、すなわち秀吉が石川へ宛てた十一月一日付の書状に再び注目する。傍線部ウは家康の「誓紙」提出を願った上で、彼の「異見」を尊重すると述べた部分である。すなわち天正十年十一月月上旬の秀吉は家康との提携関係を続けようとしているのである。これを受けた家康は、同年十二月下旬に信雄の織田家督相続を了承し、信雄・秀吉に味方した。^⑯ では何故、秀吉は家康との連携を続けようとしたのか。それは、信雄の支配する尾張と家康の支配する三河が境を接していたことに拠るものであろう。すなわち尾張の東方に位置する徳川氏を味方としておくことで、織田家当主信雄を取り巻く情勢を安定させ、信孝・柴田らを圧倒しようと目論んだからではなからうか。

天正十一年正月以降をみよう。この時期も両者の通交関係は維持されている。例えば同年四月に家康は秀吉へ返書を出し、信濃経略が一段落したので帰陣すると報じている。^⑰ また信孝・柴田の滅亡後、家康は秀吉に初花の小壺を贈り、秀吉

は家康に不動国行の太刀を贈っている。^⑩

通交関係が維持されている上に、天正十年六月から翌十一年十月までの間、羽柴氏が徳川氏を敵対視した明確な証拠は存在しないので、この時期の秀吉が家康を武力で打倒しようとしていたとは考えられない。天正十一年九月、家康の重臣本多忠勝が水谷勝俊に対し、秀吉が家康と入魂にしていると報じた事実から推しても、このように考えるべきではなからうか。そして既に述べた如く、北条父子への対応をめぐって秀吉と家康の間に存在したズレも、四月下旬頃には解消される可能性が生じていた。両者を取りまく政治情勢は決して悪いものではなかったのである。^⑪

(四) 天正十一年十月の東国政策

賤ヶ岳の合戦後、秀吉は惟住・池田らとの間で上下の関係を構築し、主君信雄からの独立を進めることになる。^⑫ 以下に引用するのは、その頃に秀吉が家康へ出した書状の写である。

史料 6

従甲州御帰城之由候間、以一翰申入候、仍信州御手置等丈夫被仰付候由肝要存候、兼而又関東者無事之儀被仰調候由被仰越候、乍去^イ于今御遅延二候、如何様之儀ニ而御座候哉、最前上^ウ（織田信長）様御在世之御時、何茂無御疎略方々二候間、早速御無事モ被仰調尤候、自然何^エ角延引有之仁御座候者、其趣被仰越候者、御談合申、急度其御行可有之候、随而日向泉鷹^オ・弟鷹爰元二者珍敷候間、進上候、従九州^カ近日鷹可上候由候間、重而可進之候、委細之段西尾小左衛門申含候、恐々謹言、

羽柴筑前守

十月廿五日

秀吉

（徳川家康）
参河守殿

人々御中

天正十一年に発給されたものである。最初に注目したのは、傍線部のアとイである。アでは、家康が「関東」の「無事」を唱え、その旨を秀吉に既に報じていたことが、イでは、その「無事」がなかなか実現しないことが記されている。これらは、第一章で述べた、家康が推し進める「惣無事」を指す表現と考えられる。それゆえ、史料6の「無事」とは、家康が取り組んだ「惣無事」と考えて差し支えなからう。

つぎに傍線部のウとオに注目する。ウは、秀吉の家康に対する申し入れを指している。それは傍線部イに記されたような状況を打開するため、「関東」の「無事」を早速実現させるようにと督促した内容である。エでは、「無事」実現を延引させる領主がいた場合、そのことを秀吉に報告するよう求め、オでは、秀吉・家康両人が談合の上で、承諾しない者に対し「御行」、すなわち軍事行動に出ると述べている。「無事」を妨害する者に武力を行使するとの方針を打ち出しているのである。

以上から、秀吉が関東の「無事」を目指した事実、言い換えると、家康が推進役を担う「惣無事」に関与した事実が浮上する。家康を介して北条父子と反北条方の領主たちとの停戦を推し進めようとしたのである。それは、史料6の傍線部アや対北条戦の中止時期から推して、天正十年冬以降とみて誤りはないはずである。ゆえに、最初に紹介した高橋説、すなわち天正十一年十月、秀吉が家康による関東の停戦推進を認めたとする説は修正されねばならない。

秀吉は二つの目的から「惣無事」に関わっていたと推測される。一つは、家康の取り組む「惣無事」を利用して北条方と反北条方を停戦させ、北条氏の版図拡大を抑えようとする目的であろう。停戦の実現は北条父子の版図拡大を困難にさせるものである。畿内近国や西国に反羽柴勢力が存在し、また徳川・北条両氏が提携関係にあつて、北条攻めが困難である以上、妥当な方策ではあるう。

今一つの目的は、「惣無事」が実現しない場合、関東で新たな戦争を引き起こすことにあつたとみられる。傍線部オはそのことを示すものであろう。その場合、領国が関東西方に存在することから、徳川勢出兵の可能性が生じてこよう。

家康が新たな戦争に巻き込まれるかもしれないのである。

取りあえずここでは、天正十一年十月の秀吉が和戦両様の構えを採っていたことを確認しておく。

『惣無事』について今少し言を加えよう。既に述べた如く、信長最晩年の関東では、北条方と反北条方の停戦を推し進める動きが存在していた。これは『惣無事』や後の関東惣無事とも共通する動きである。とするなら、本稿の冒頭で紹介した高橋の指摘、すなわち関東惣無事に先行する政治的下の構築開始を天正十一年とする指摘には賛成できない。

- ① 「大阪城天守閣所蔵文書」〔大阪城天守閣紀要〕三六号収録。
- ② 第一章註⑮（天正十年）九月十三日徳川家康書状写には「然者此表之様牒、最前如申入候、雖然上勢羽柴・惟住・柴田始、悉至当表出勢之催敵方へも相聞候歟、一向無正牒候、近々上方人救着陣候間、弥根切案之内候」とあり、対北条戦のため、秀吉らが軍勢を出す予定であると報じている。かかる記載を踏まえるなら、秀吉・家康兩人の間に提携関係が存在したことは否定できないだろう。
- ③ 「秋田家史料」〔秋田県史 資料 古代・中世編〕資料番号八四八。
- ④ 加藤益幹「天正十年九月三日付惟住（丹羽）長秀宛柴田勝家書状に ついて」〔愛知県史研究〕一〇二〇〇六年）五九―六一頁。
- ⑤ （天正十年）十月六日柴田勝家賞書写には「殊更北条事、御在世中者毎事何御意候処、立所替覺悟、無所存候輩・家康ト对阵、既妻否究候段、天与候条、各遂相談、懸向、即座迫崩討果候者、誠統目之軍忠且者御弔ニモ成、且者一天下之蒼不可過之候哉」と記されている（『南行雜録』『愛知』資料番号二〇四）。
- ⑥ 「真田宝物館所蔵文書」〔愛知』資料番号二〇九）。
- ⑦ 信雄らが和睦を勧めたにもかかわらず、家康がすぐに勧告に応じなかったことが不満の原因かもしれないが、確定はできない。
- ⑧ 第一章註⑨拙稿A、二六一―二九頁。
- ⑨ 片桐昭彦「上杉景勝の上洛」〔上越市史通史編2 中世〕第六章第一節 上越市 二〇〇四年）四七〇頁。
- ⑩ 「別本歴代古案」〔愛知』資料番号二七三）。
- ⑪ （天正十年）十一月二十一日足利義昭御内書（斎藤秀平氏旧蔵文書）〔上越市史別編2 上杉氏文書集二〕文書番号二六〇四。以降、「上越市史別編2 上杉氏文書集二」は「上越」と略称する。
- ⑫ （天正十年）七月十九日上杉景勝書状には「北条氏直出馬、号曰井与峠取越候条、成幸之思、遂一戦、此節東北之可付是非二議候処、如何之分別候哉、爰之谷津彼之構節所、不出合候」と記されている（『個人蔵文書』『上越』文書番号二四七二）。
- ⑬ （天正十一年）九月四日羽柴秀吉書状には「就中自前々被仰談儀候条」と記されている（『佐竹文書』『大目』第十一編之四、七八八頁以下）。
- ⑭ 第一章註⑩小林前掲論文三九頁。
- ⑮ 真田昌幸へ出された（天正十三年）十月十七日羽柴秀吉直書には「未申遣候之処、道茂所へ之書状披見候、委細段被聞召届候」と記されている（『真田家文書』『大目』第十一編之二十一、三八頁）。ここから、羽柴・真田両氏が通交を開始するのは、天正十三年十月以降と

考えられよう。なお、宇都宮國綱との関係については、不明とせざるを得ない。

⑮ 第一章註⑨拙稿A、三〇頁。

⑯ (天正十一年) 四月二十二日徳川家康書状写には「其表之儀具示給可為本望候、此方之儀も信表悉属存分陳明候間、頓而可納馬候」と記されている(『古今消息集』『徳川家康文書之研究 上巻』五一―九頁以下)。

⑰ 『家忠日記』(続増補史料大成) 天正十一年五月二十一日条。

⑱ 『家忠日記』(続増補史料大成) 天正十一年八月六日条。

⑲ (天正十一年) 九月十五日日本多忠勝書状写には「仍上方儀、筑前守何篇にも家康写入魂被申候」と記されている(『中村不能齋採集文書』「大日」第十一編之五、六九頁)。

⑳ 齋藤慎一は、天正十年十月下旬段階の家康が信雄を盛り立て、徳川・北条同盟を軸として織田家体制の存続を図り、秀吉と対峙したと主張している(はじめに註①齋藤前掲著書四〇―四三頁)。しかし、この年の冬の時点で家康が秀吉と対峙したとする明確な根拠が示されていない。また秀吉が信雄を織田家当主に擁立した事実や、家康と提携していた事実からしても、かかる主張には従えない。

㉑ 拙稿「羽柴秀吉陣立書の周辺」(藤井譲治・杉山正明・金田章裕編『大地の肖像』京都大学学術出版会、二〇〇七年、以下、拙稿Bと称す)二五〇頁。

㉒ 『武徳編年集成』(『大日』第十二編之五、二〇二頁以下)。

㉓ この点については、市村高男の指摘がある。市村は、「持田文書」所収の十一月十五日徳川家康書状写(『戦国』文書番号四五三三)を天正十一年の発給と判断した上で、同年に秀吉が「関東惣無事」に着手したと述べている(はじめに註①市村前掲著書二六八頁)。しかし年代比定の根拠が明らかにされていないため、その主張は疑問とせざるを得ない。

るを得ない。

竹井英文は、史料6と「持田文書」所収の家康書状写から、天正十一年十月、秀吉が関東の「惣無事」に着手したと主張している。また家康書状の写について、史料6の発給を受ける形で作成され、北条氏のもとへ届けられた文書の写とみなしている。家康書状の全文を掲げよう。

関東惣無事之儀ニ付而、從羽柴方如此申來候、其趣先書申入候之間、

只今朝比奈(奈)弥太郎為持、為御披見進之候、好々被速御勘弁、御報可示預候、此通氏直江も可申違候、御在陣之儀ニ候条、不能其儀候之条、様子御陣江被下届可然之様專要候、委細弥太郎口上ニ申含候、恐々謹言、

十一月十五日

(徳川) 家康(花押影)

北条左京大夫殿

竹井がこの文書の年代を天正十一年とした根拠は、史料6の内容と対応する点、文書の日付が近接している点にある(第一章註②竹井前掲論文二六九・二七〇頁)。しかし天正十一年に比定するためには、同年十一月時点で氏直が「在陣」していた事実も証明せねばならない。それゆえ、竹井説は検討を要すると考える。なお、竹井の研究は高橋説を踏まえたものではない。

㉔ 史料制約もあり、「惣無事」に関与した具体的時期は明らかにできない。

㉕ 天正十年九月上旬頃、秀吉は阿波へ軍勢を出し長宗我部元親と戦端を開いている(拙稿「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵」(『ヒストリア』二二四、二〇〇九年)八五―九二頁。また天正十年冬から翌十一年夏までの間、織田一門・重臣たちと抗争を繰り返していた(第一章註③拙稿A、二九―三四頁)。加えて「柴田退治記」に拠れば、紀伊の雑賀惣國一揆や和泉の根来寺とも対立している(『群書類従』第二輯)。

② 対北条戦中止後から史料6発給直前までの間、秀吉が家康に関東侵

攻を仄めかした事例は確認できない。

第三章 天正十一年十一月以降の秀吉の東国政策

天正十一年（一五八三）十一月から翌十二年七月までの秀吉の東国政策を検討する。

（一）小牧合戦前における関東諸領主との関係

十一月五日付の秀吉書状をみる。天正十一年に出されたものである。

史料7^①

九月三日御札具令拝見候、

一去夏先書ニ委曲如申入候、北国・西国不残申付候故、小早川（元総）・吉川（陸言）両人事、去朔日ニ致出仕、在大坂仕候事、

（中略）

（徳川）

（羽柴）

（北条氏）

一御国之儀悉承届候、家康・我等別而無等閑候之条、其表無事之儀モ可為秀吉次第候、相州之儀者不及事候、何モ不日健之御使者可被差上之由候、旁其節可申承候、尚御使へ申渡候、恐々謹言、

十一月五日

秀吉（花押）

宛名書はないが、『大日本史料』第十一編之四の編者は、関東の領主に宛てたものと判断している。結論を先に言えば、かかる判断は正しいと考える。

傍線部をみよう。秀吉が「家康・我等別而無等閑候」と記した上で、「其表無事之儀」は「秀吉次第」と主張している点から、「其表無事」とは家康の関与する「無事」と考えられる。また「相州」すなわち北条氏の本国相模が登場している。それゆえ、史料7は『惣無事』に関する史料とみてよいだろう。とすれば、宛所は関東の領主と断じてよい。天正十

一年十一月段階においても、秀吉は家康を介した『惣無事』の推進を目論み、それは「秀吉次第」と標榜していた。

家康の動きをみよう。彼が秀吉からの『惣無事』実現の要請を拒絶した形跡は見出せない。また既に述べたが、小牧合戦勃発後の天正十二年三月、皆川広照は本多正信に一通の書状を出し、家康による「関東惣無事」の実現を希望している。年が改まった段階においても、皆川は家康を『惣無事』の鍵を握る人物と認識し、その実現を依頼していた。それゆえ、家康は『惣無事』実現の要請を受け容れたと推測される。

では、秀吉の『惣無事』実現督促後、北条方と反北条方の抗争は如何なる展開を辿ったのか。

天正十一年十一月下旬、それまで北条方に属していた上野の由良国繁と長尾顕長が北条氏政・氏直父子に反旗を翻し、北条方の富岡対馬入道の居城同國小泉城を攻撃した。この時、佐竹義重は由良・長尾両氏を支援、十二月中旬頃、佐竹の軍勢が小泉城を攻撃した。十二月に出された氏直の書状には「十三日之注進状、一昨十五参着、令披見候、佐竹敗北之由令得其意候、此度其地堅固之仕置故、無指儀早々退散」と記されている^④。かかる事実から、北条氏と佐竹氏が対立していたことは明白であろう。

また真田氏も北条氏と依然対立していた。天正十二年正月頃、北条方に属する上野白井の長尾輝景勢と真田勢が戦鬪を交えている。この年の正月、真田昌幸が家臣長井主税へ宛てた判物の写には「其方以計策、白井衆谷中へ引入、悉討取之条」とある^⑤。

天正十一年十一月から翌十二年三月の小牧合戦勃発直前までの間、依然抗争を続ける北条氏・佐竹氏・真田氏ら関東の諸領主を、秀吉が武力攻撃の対象とした形跡はない。しかし彼らのような、停戦勧告に従わない領主がいるとすれば、前掲史料6に記されているように、いずれは『惣無事』の妨害者とみなされ攻撃対象となる。武力抗争の継続は新たな戦争を誘発するかもしれないのである。それゆえ、秀吉の『惣無事』督促が契機となり、羽柴氏と関東諸領主の間柄が緊張を伴ったものになったと推測されよう。

(二) 小牧合戦前における家康との関係

さきに述べた家高荒治郎説について検討する。なお、家高説は「岐蘇古今沿革誌」に依拠したものである。

家高の指摘は、天正十二年三月六日の小牧合戦勃発前から、羽柴・徳川両氏が信濃で対立していたことを示唆するものであるが、結論を先に言えば、このような捉え方は不可能である。理由の一つは、「岐蘇古今沿革誌」が後世の編纂物であることに求められる。また秀吉と家康が戦端を開いた直後の三月中旬、木曾が家康の重臣酒井忠次と通交していたことも理由である。この時期、木曾が酒井へ宛てた書状には「如風説者、家康向三州筋御発足之由候、何篇之御備候哉、無御心元候、遠所故正説無之候、猶々示給可為本望候」と記されている^④。家康の動静を尋ねた文面をみる限り、天正十二年三月中旬段階の木曾は家康方に属していたと判断できよう^⑦。

さて、天正十一年十一月から翌十二年二月までの間、羽柴氏が徳川氏を敵対勢力とみなした確かな形跡は存在しない。

また羽柴・徳川両氏が戦争に突入した直後、秀吉の家臣細川清孝が上杉景勝の重臣狩野秀治へ宛てた書状の写には、「別而秀吉祝着之段、無是非次第候、自是以使者被申達候処ニ、俄御本所・家康別心ニ付而出陣、彼是被取乱候之条、延引候」と記されている^⑧。秀吉が織田信雄や家康との合戦に突入したため、返事が延引したことを詫びたものだが、そのなかで「俄」という語が使用されたことは注目し値する。この語からすれば、秀吉側にとり、家康の挙兵は想定外に近い事態だったのではないか。開戦前、徳川氏を敵対視した確かな形跡がないことを踏まえると、このように考えられよう^⑨。とすれば、本稿の冒頭で紹介した鈴木良一説は妥当な指摘とみてよい。

以上のように考えると、問題になるのは、家康挙兵の理由である。一五八四年(天正十二)八月三十一日付の宣教師ルイス・フロイスの書簡には、「彼(筆者註―織田信雄)は手勢のみでは羽柴(筆者註―秀吉)と戦うことができなかつたため、五方国の領主で今や日本でもっとも力があり戦に熟練していた三河の国主(筆者註―徳川家康)に助けを求めた」という意

味の記事がある。信雄の勧誘が家康拳兵に結びついたり主張するのである。家康と信長の関係や、本能寺の変後、家康と信雄の關係が良好だった事実を踏まえるなら、救援要請があり得ない話とは考えられない。対秀吉戦に突入した要因の一つとみてよいだろう。

加えて、北条方と反北条方による武力抗争の継続が新たな戦争を引き起こす可能性を生じさせたことも、契機の一つとみてよいだろう。具体的に言えば、秀吉との提携關係を維持する限り、関東の領主たちと戦端を開くことになるかもしれない、また、それに伴い東國における秀吉の政治的影響力が拡大するかもしれないのである。前述の鈴木指摘、すなわち秀吉の勢力拡大に対し家康が危機感を抱いたというのは、関東をめぐる新たな戦争の発生に対する危機感と考えたほうがよいのではないか。

こうした点を踏まえると、信雄からの要請を受けた際の家康は、秀吉との提携關係を維持し続け、状況次第で関東へ軍勢を出すか、それとも信雄の要請を容れ、さらには縁戚たる北条父子との連携を維持して、秀吉を軍事的に叩くか、のいずれかを選択せねばならなかったと想定される。そして織田氏との良好な關係や、秀吉をとりまく情勢が不安定であること^⑬とを重くみた結果、後者の路線を選び、秀吉と戦端を開くことになったと推測されよう。

(三) 小牧合戦勃発後の「惣無事」

秀吉と家康が戦争に突入して間もない天正十二年三月中旬、氏直の叔父北条氏照は出羽の伊達輝宗の重臣遠藤基信へ宛てた書状のなかで、「然而上方之事、徳川家康与当方御縁者二被取結、西口明瞭候、自今以後東表可為静謐候」^⑭、すなわち北条領国西方の政治情勢は安定していると述べている。羽柴・徳川両氏の対立を気にかけている様子はない。三月中旬段階では、北条氏は羽柴氏への敵対姿勢を示していないと考えたほうがよからう。

しかし家康からの要請をうけ、北条父子は秀吉と敵対することになった。四月上旬、氏直の叔父北条氏規が家康の家臣

朝比奈泰勝へ宛てた書状には、「仍御加勢之儀、先日河尻二具ニ承候、則氏政父子へ為申聞候之処ニ、家康御存分次第親子之内一人成共御立可被成之由候、上方御本意ニ候へハ、関東迄之覚ニ候之間、急度御加勢可被申存分ニ候」と記されている。四月に入り、北条氏は家康のもとへ軍勢を派遣し対秀吉戦に参戦するとの意志を表明したのである。徳川氏と提携していたことや、秀吉との関係が緊張を孕んだものであったことが、かかる事態を招いたのではなからうか。

さて、小牧合戦勃発後の家康は、北条氏に対して援軍を要請するとともに、依然北条方と反北条方の和解を試みていた。天正十二年四月、家康が皆川へ宛てた書状には「将又其表惣無事、由良・長尾儀付而、先度中川市助差越候キ、定可為参着候間、不能重説候」と記されている。関東の「惣無事」のことで、家康が皆川へ何事かを伝えたことが判明する。その内容の詳細に関しては不明とせざるを得ないが、この年の七月、北条父子と佐竹氏・宇都宮氏らが停戦した事実を踏まえるなら、高橋博が指摘するように、家康は依然として北条方と反北条方の停戦実現に取り組んでいたと考えられる。言を加えると、かかる動きをとつたのは、北条勢来援を目指したからではなからうか。『惣無事』が現実のものとなり、北条領国東方の脅威が無くなれば、徳川氏への軍勢派遣は難しいことではない。

こうした徳川・北条両氏の動向に対し、羽柴氏が傍観していたわけではない。開戦後の秀吉は、『惣無事』の実現を妨害しようとする目論んでいた。

史料⁸

近日者不申承候、仍今度家康構表裏、(徳川) 信雄若輩仁与申掠、(織田) 普代之家老者而三人無謂去六日於長嶋被為切腹候条、不相屈儀与存、則至伊賀・伊勢差遣人致候処、(正勝) 佐久間甚九郎・(定成) 中川勘右衛門・林与五郎・池尻平左衛門・深井以下取出候処、先手者及一戦、即時二切崩、悉討捕、峯・神戸・楠其外城々或責果、或令救免、一国平均ニ申付候事、

(中略)

一家康表裏無是非候、然上者向後如何様之儀候共、重而許容不可申候、定貴辺へも毎辺可為右之分候、此時東州各被相談、御計策尤候

事、

イ（義重）

（上杉）

一信州木曾・越後景勝対此方無二入魂候間、是又被仰合、可被及御行事肝要候、委細此使者口上申合候、恐惶謹言、

三月廿六日

（羽卷）
秀吉

花押

（義重）
佐竹殿

参 人々御中

秀吉が佐竹へ宛てた書状の写であり、北条父子が秀吉に対する姿勢を明確にしていない天正十二年三月下旬に出されたものである。

傍線部アをみると、秀吉が佐竹に対し家康に敵対するよう説いたことが判明する。これが現実の事態となれば、家康による「惣無事」実現への動きは頓挫することになる。北条氏が敵対する直前に、秀吉はそれまでの方針を放棄したのである。また天正十二年の六月、秀吉が佐竹へ宛てた書状の写では、「越（上杉景勝）後其外信州内木曾無二致入魂候、可被得其意候、此時候間、被廻御計策、東八州一統御行尤候事」^⑩、すなわち「東八州一統御行」に出るよう要請している。「東八州一統」とある以上、この「御行」が北条攻めを示唆することは明らかであろう。佐竹・北条両氏の対立を煽ろうというわけである。^⑪

秀吉がこうした方策をとったのは、佐竹らの軍事行動を活発化させ、北条父子の軍勢を関東に釘付けにすることで、北条氏による家康支援や同氏の版図拡大を抑えようとしたからではなからうか。そして史料8の傍線部イ、すなわち佐竹氏に対し、木曾・上杉両氏との「仰合」の上で軍事行動を起こすよう伝えた事実注目するなら、小牧合戦開戦後の秀吉は、徳川・北条両氏を牽制する存在として佐竹・上杉・木曾三氏を重視した可能性が高い。^⑫

① 「常願寺文書」〔大目〕第十一編之四、七九二頁。

② 「大目」第十一編之四、七九二頁。

③ （天正十一年）十二月一日北条氏直書状には「廿七日注進状、今朔日辰刻参着、披見候、仍新田・館林・足利卜合、其地へ相勤処」と記

されている(原文書「戦国」文書番号二五九一)。

④ (天正十一年)十二月十七日北条氏直書状(「原文書」「戦国」文書番号二五九九)。

⑤ 申(天正十二年)正月二十九日真田昌幸判物写(「長岡寺殿御事蹟稿」「信濃史料」第十六卷、一一六頁)。

⑥ (天正十二年)三月十五日木曾義昌書状(「本光寺常盤歴史資料館所蔵文書」「愛知」資料番号三〇三)。

⑦ 史料8、すなわち(天正十二年)三月二十六日羽柴秀吉書状写の傍線部イには、秀吉と木曾・上杉両氏が「入魂」関係にあることが記されている。この年の三月下旬段階では、木曾は秀吉方に属していたのであろう。とすれば、三月中旬から同月下旬の間に、彼は家康方から秀吉方へ寝返ったと考えられる。

⑧ (天正十二年)三月二十二日細川清孝書状写(「景勝公諸士来状」「上越」文書番号一九〇二)。

⑨ 今谷明は、徳川・北条両氏間における提携関係の成立が、羽柴氏の東国進出を妨げたため、秀吉は家康を敵対視したと指摘している(「武家と天皇」三三三頁、岩波新書一九九三年)。また藤田達生は、天正十一年の大坂築城の頃、秀吉は家康の撃破を目論んでいたと主張し(「豊臣国分論」(三)九五頁、藤田「日本近世国家成立史の研究」収録、校倉書房二〇〇一年、初出一九九五年)、齋藤慎一は、徳川・北条両氏の提携関係に対抗する形で、羽柴・佐竹両氏の外交関係が結ばれたと主張している(はじめに註①齋藤前掲著書七五頁)。今谷・藤田・齋藤三氏ともに、小牧合戦前の秀吉が家康を敵視していたとの見方に立つのである。

しかし、これらの主張は、明確な根拠に基づいて展開されているわけではない。それゆえ、従うことはできない。

⑩ 「十六・七世紀イエズス会日本報告集」第Ⅲ期第6巻、二七七頁

(「東光博英訳」)。

⑪ フロイス執筆の一五八二年(天正十)度日本年報追信では、家康は「信長の義兄弟」と呼ばれている(「十六・七世紀イエズス会日本報告集」第Ⅲ期第6巻、一一二五頁 東光博英訳)。

⑫ 既に述べたように、家康が北条父子と戦った際、信雄が軍事的支援を行い、信雄が織田家当主に擁立された際は家康がこれを支持している。そして賤ヶ岳の合戦時には、信雄と連絡を取りながら甲斐へ軍勢を進めている(拙稿「特集 織田信雄の家督相続」解説「愛知」九一〜九三頁)。

⑬ 第二章註②拙稿B、二六〇頁。

⑭ (天正十二年)三月二十日北条氏照書状(「斎藤報恩博物館所蔵遠藤文書」「戦国」文書番号二六五五)。

⑮ (天正十二年)四月六日北条氏規書状(「不破文書」「愛知」資料番号三六八)。

⑯ 北条勢が家康支援のため出兵した形跡はない。結局、援軍の派遣はなされなかったとみられる。

⑰ (天正十二年)四月二十一日徳川家康書状(「皆川文書」「愛知」資料番号四三三)。

⑱ 「佐竹文書」(「愛知」資料番号三四一)。

⑲ (天正十二年)六月四日羽柴秀吉書状写(「諸將感状下知状并諸士状写」「愛知」資料番号五一七)。

⑳ 竹井英文は、小牧合戦後の開戦後、秀吉自ら関東の「惣無事」を破壊したと指摘している(第一章註②竹井前掲論文二七〇・二七一頁)。

しかし、その要因について説明を加えていない。

㉑ 当該期の秀吉が、佐竹氏・上杉氏らをして徳川氏・北条氏に対抗させようと図ったことは、藤木久志が既に指摘している(はじめに註⑨ 藤木前掲論文四四頁)。

おわりに

本稿で述べたことを要約する。1 天正十年（一五八二）六月の本能寺の変後、織田勢力圏侵略を開始した北条氏政・氏直父子の動きに対処するため、羽柴秀吉は徳川家康に提携を求め、徳川勢をして北条勢を軍事的に叩こうとした。家康も秀吉との提携を了承している。2 畿内近国や西国の政情不安定、こと織田一門・重臣たちの抗争激化などにより、徳川氏への軍事的支援は困難となった。そこで対北条戦中止に傾いた秀吉は、同年十一月、家康に北条父子との停戦を勧告した。3 天正十年冬以降の秀吉は、家康の取り組む『惣無事』、すなわち織田信長在世時の停戦状態への回帰を掲げ、北条方と反北条方の停戦を実現せんとする無事に関与している。停戦を成立させることで、版図拡大を進める北条氏の動きを封じようとしたのである。4 天正十一年十月に至っても『惣無事』が実現しなかったため、秀吉は家康に対し、『惣無事』が実現しない場合は武力を行使すると伝えたが、これは徳川勢の関東出兵を招く可能性を有していた。5 その後も北条方と反北条方の抗争が続き、武力行使が現実化する可能性が出てきた。すなわち秀吉と関東諸領主との関係は緊張を伴うものとなった。6 小牧合戦前の秀吉は徳川氏攻撃を目論んではいなかった。家康が秀吉打倒に向けて動き出したのである。織田信雄の勧誘のほか、関東で新たな戦争が起こる可能性が浮上したことなどが、その要因と推測される。7 小牧合戦開戦直後の秀吉は、家康による『惣無事』推進の動きを頓挫させようと企て、それまでの方針を転換した。これは関東諸領主間の対立を煽り、北条父子の軍勢を関東に釘付けにすることで、彼らによる徳川勢支援や北条氏の版図拡大を困難にせんと図る動きではないだろうか。

今少し『惣無事』について述べよう。北条方と反北条方の停戦推進が、信長最晩年の段階、『惣無事』の段階、関東惣無事の段階のいずれにおいても見出される動きであることは既に述べた。かかる点を踏まえるなら、家康は勿論のこと、秀吉も信長在世中におけるこうした動向を引き継ぐ形で『惣無事』に関与したのではないだろうか。そして『惣無事』の

年表 天正10年3月～同12年11月の政治過程		
年	月 日	出来事
天正10年	3月	織田信長が武田勝頼を滅ぼし、澁川一益に上野と信濃佐久郡・小県郡の支配を任せる。また澁川を東国の取次とし、関東八箇国の警固も委ねる。
	5月中旬	澁川が北条氏と小山氏の支配領域確定を推し進める（北条方と反北条方の停戦推進）。
	6月2日	信長・信忠父子が横死する（本能寺の変）。
	6月中旬	北条氏が上野へ侵攻し、澁川を同国から追放する。また信濃・甲斐侵攻にも着手する。
		羽柴秀吉が、北条氏政・氏直父子の動向に対処すべく、徳川家康に提携を求める。家康もこれを受諾する。
	6月下旬	信長の嫡孫三法師が織田家当主として擁立される。
	7月上旬	家康が甲斐へ軍勢を進める。なお、徳川勢は信濃へも出陣する。
	8月上旬	家康が甲斐へ侵攻した氏直と対峙する。なお、家康は反北条方の佐竹義重・結城晴朝・皆川広照らと連携し、北条父子と対抗した。
	8月頃	織田信孝が、家康を支援すべく、東国への軍勢派遣を企てる。
	9月上旬頃	秀吉が長宗我部元親との戦争に突入する。
	9月中旬	秀吉が東国へ出陣し北条氏と対決することを表明する。
	9月	北条方の真田昌幸が徳川方へ寝返る。 北畠信雄が水野忠重を家康のもとへ派遣する。
	10月上旬	柴田勝家が北条父子との対決を主張する。なお、この頃までに信雄・信孝兄弟が家康へ北条氏との停戦を勧告する。
10月29日	家康が北条父子と停戦し、北条勢が甲斐撤退を開始する。	
10月下旬	家康が北条方と反北条方の停戦に着手する（『惣無事』の推進）。	
11月上旬	秀吉が家康に北条父子との停戦を勧告する。また両者の提携関係継続にも着手する。なお、この段階の秀吉は、信雄を織田家当主に擁立し、信孝・柴田との対決姿勢を強めている。	
12月下旬	家康が信雄・秀吉に味方する。	
天正11年	4月上旬	上野沼田をめぐる真田氏が北条氏が対立、これにより、北条氏が沼田城攻略を目指す。
	5月上旬	この頃まで秀吉が信孝・柴田を滅ぼす。のち秀吉は主君信雄からの独立を進める。
	8月	氏直と家康の二女（督）が婚礼を挙げる。
	9月上旬	秀吉が結城に書状を出す。なお、これ以前から両者は通交関係にある。
	9月中旬	本多忠勝が水谷勝俊に、秀吉が家康と入魂にしていると報じる。
	10月中旬	皆川と水谷政村らが北条氏との停戦交渉に乗り出しているとの情報が流れる。一方、佐竹・結城・宇都宮三氏は、依然として北条氏と敵対関係にある。
	10月下旬	この頃までに、秀吉が家康の推し進める『惣無事』に関与する。またこの時期、秀吉は家康に対し、『惣無事』が実現しない場合、関東へ軍事介入を行うとの意向を伝える。
	11月下旬	北条方の由良国繁・長尾顕長が北条父子に反旗を翻し、佐竹の支援を受ける。
	冬	秀吉と佐竹が通交を開始する。
天正12年	1月頃	真田氏が北条方の軍勢と戦闘を交える。
	3月上旬	秀吉と信雄・家康が戦端を開く（小牧合戦の開始）。
	3月中旬	皆川が家康に対し、「関東惣無事」の実現を願い出る。
	3月下旬	秀吉が佐竹に対し、家康と敵対するよう要請する。
	3月下旬頃	徳川方の木曾義昌が羽柴方となる。
	4月上旬	北条氏が、徳川氏を支援し、対秀吉戦に参戦するとの意志を明らかにする。
	6月上旬	秀吉が佐竹に北条攻めを促す。
	7月	北条氏と佐竹氏・宇都宮氏らが停戦する。
11月中旬	秀吉と信雄・家康が停戦する（小牧合戦の終焉）。	

○本論における叙述や、はじめに註①で掲げた文献をもとに作成している。

歴史的意義は、この点にあると判断してよいのではないだろうか。

言を加えると、『惣無事』と他の二段階は全く同じ段階ではない。さきに述べたように、織田政権は北条氏と小山氏の支配領域確定を推し進め、関東惣無事段階では、秀吉が北条氏と真田氏の支配領域を決定した^①。しかし『惣無事』段階において、秀吉はこうした動きをとっていない^②。かかる点は『惣無事』の特徴と言えよう。なお、この段階は前後の段階とは異なり、北条氏による関東八箇国進上、あるいは北条一門の上洛といった出来事がみられない^③。このような状況が秀吉をして支配領域確定に乗り出させなかった要因ではなからうか。

① 第一章註^②前掲天正十七年十一月二十四日羽柴秀吉朱印状や、『家忠日記』（続増補史料大成）天正十七年七月廿一日条によれば、この年の七月、秀吉は、真田氏の支配する沼田城を北条氏へ引き渡している。

② 例えば前掲史料6をみると、秀吉は家康に対して、停戦の推進を督促しているが、支配領域の確定までは督促していない。

③ 天正八年三月、北条氏は信長に対し関東八箇国を「御分国」にしたいと申し出た。また同十六年八月、北条氏規が上洛し秀吉に拜謁している（はじめに註①市村前掲著書二五〇・二五一・二八八・二八九頁）。

〔付記〕 校正中、佐々木倫朗「東国『惣無事』令の初令について」（荒川善夫・佐藤博信・松本一夫編『中世下野の権力と社会』岩田書院二〇〇九年）および竹井英文「戦国・織豊期東国の政治情勢と『惣無事』」（『歴史学研究』八五六、二〇〇九年）に接した。第二章註^②引用史料の年代について、従来とは異なる視点から論じられており、秀吉の東国政策を考える上で重要な研究だが、本稿には活かすことができなかつた。一読されたい。

（京都大学・京都橘大学非常勤講師）

On the *Tōgoku* Policy of Hashiba Hideyoshi during the Second
Decade of the Tenshō Era: Focusing on the General Truce,
Sōbuji, of Hideyoshi and Ieyasu

by

OSHITA Shigetoshi

The aim of this article is to clarify the content of Hideyoshi's policy toward the eastern provinces, *tōgoku seisaku*, and the background that determined it by focusing on the relationship of Hashiba Hideyoshi and Tokugawa Ieyasu during the period from the sixth month of Tenshō 10 (1582) to the seventh month of Tenshō 12 (1584).

As a result of this study, following four points have been clarified. First, following the assassination of Nobunaga in the Honnōji Incident of the sixth month of Tenshō 10, Hideyoshi and Ieyasu cooperated in response to the actions of the Hōjō, and Hideyoshi made no plan to attack the Tokugawa prior to the opening of hostilities at the Battle of Komaki. Second, after the winter of Tenshō 10, Hideyoshi attempted to implement a *sōbuji*, general truce, involving Ieyasu by reviving the truce between the Hōjō and anti-Hōjō forces that had been instituted by Oda Nobunaga as a way to check the expansion of the Hōjō. Third, despite Hideyoshi's attempt at instituting a general truce, the struggle between the Hōjō and anti-Hōjō forces continued and as a result the opportunity for intervention by the Tokugawa forces in Kanto arose. Fourth, Ieyasu initiated hostilities against Hideyoshi on the basis of these circumstances and the inducement of Oda Nobukatsu.